



令和6年度 観光庁関係予算 概算要求概要

今回の日合商解説（vol.82）では、国土交通省・観光庁の概算要求における重点施策について解説を行います。観光庁の施策は、業界に関わりが少なく感じるかもしれませんが、空き家再生事業への参加として地域の空き家をリノベーションし、観光拠点や宿泊施設に活用する事や観光施設や体験型施設の提案として空き家や未利用の建物を観光施設や体験型施設として活用提案を促すことにも繋がります。また、観光資源に結びついた住宅開発では観光地域の特性や魅力を考慮した住宅開発を行い、地域への新たな住民誘致を図ることで移住住み替えに寄与する可能性もあります。観光庁の施策や地域の特性を知ること、異業種との繋がりも持てる可能性があるので内容をしっかりと抑えておきましょう。

INDEX

- ① 観光地・観光産業における人材不足対策事業
- ② 観光地・観光産業における人材不足対策事業 今後の展開
- ③ 地域における受入環境整備促進事業

① 観光地・観光産業における人材不足対策事業

■観光地・観光産業における人材不足対策事業

<事業目的・背景・課題>

観光地は近年、観光地全体の活力低下（入込客数の減少、収益の低下、投資の停滞による施設の陳腐化や廃屋等の放置）といった課題があり、ポストコロナの観光業の力強い成長のため、地域経済に役立つ宿泊施設を核とした観光地再生・高付加価値化に向けた取組を強力に後押しすることで、地域全体の魅力と収益力の向上を図り、持続可能な観光地域づくりを推進する。

<事業内容>

宿泊施設を核とした地域一体となった観光地の面的な再生・高付加価値化を図ります。具体的な補助対象事業は以下のとおりです。

- ①宿泊施設の高付加価値化（補助率1/2,2/3）
- ②観光施設の改修等（補助率1/2）
- ③廃屋撤去（補助率1/2）
- ④面的DX化（補助率1/2）

事業イメージ

① 宿泊施設の高付加価値化



② 観光施設の改修等



③ 廃屋撤去



④ 面的DX化



- ・事業形態：間接補助事業
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）→民間事業者、都道府県、市町村、DMO等
- ・事業期間：令和3年度～

- 観光施設の改修等によって、住生活産業界は、観光地の魅力を高めるとともに、地域の資源や歴史を活かした景観やまちづくりを行うことができます。例えば、岩手県盛岡市では、空き蔵を一体的に活用した観光拠点施設等の整備によって、地域の歴史や文化を伝えるとともに、観光客の滞在時間や消費が増えました。
- 廃屋撤去によって、住生活産業界は、観光地の安全性や清潔感を向上させるとともに、新たな用途や活用方法を模索することができます。例えば、廃屋を撤去した跡地には、公園や広場、駐車場などの公共施設や、カフェやショップ、ギャラリーなどの商業施設を設置することで、観光客に憩いや楽しさを提供することができます。また、廃屋をリノベーションすることで、ゲストハウスや民泊、ワーケーション施設などの宿泊施設として再生することで、観光客に新たな滞在スタイルを提案することができます。
- 面的DX化により、住生活産業は観光地の情報発信や集客、予約、決済などのサービスを効率的かつ高度化し、観光客の満足度やリピート率を向上させることができます。例えば、観光地のウェブサイトやアプリを通じて観光客に魅力や最新情報を提供し、宿泊施設や観光施設の手続きを簡便にし、観光客の利便性を向上させます。また、観光客の行動履歴やフィードバックを収集・分析し、個別に合ったサービスやコンテンツを提供することで、満足度を高めることが可能です。

以上のように、観光地・観光産業における人材不足対策事業によって、住生活産業界は、観光地の魅力と収益力の向上に貢献するとともに、自らの経営力や競争力の強化につなげることができると考えられます。

③ 地域における受入環境整備促進事業

事業目的・背景・課題

- ・持続可能なあり方で旅行需要の本格的な回復を図るためには、ストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、地域住民にも配慮した受入環境を整備する必要があります。
- ・全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、オーバーツーリズムの未然防止や地域資源の保全・活用に資する取組が集中的に支援されます。

事業内容

①持続可能な観光促進に向けた受け入れ環境整備促進

- ・オーバーツーリズムの未然防止や地域資源の保全・活用に向けた受入環境整備を支援
- ・持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援
- ・交通サービスの受入環境整備を支援

②インバウンド先進車両導入支援事業

- ・鉄道・バスに係るEV車両など先進的な車両で、インバウンドの魅力向上に資する観光車両等の導入を支援

③インバウンド安全・安心対策推進事業

- ・観光施設等の危機管理対応能力の強化を支援
- ・医療機関の訪日外国人患者の受入機能強化を支援

④宿泊施設の受入環境整備

- ・ストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備を支援

事業スキーム ※上記に加え、必要な調査・実証事業を実施

■地域における受入環境整備促進事業

【今後の展望】

住生活産業界においては、地域における受入環境整備促進事業に関する展望は以下のように考えられます。

- ・非住宅建築物等における木材利用促進事業と同様に、観光施設や宿泊施設における木材利用の促進や木造建築物の普及により、木材需要の拡大や木材産業の活性化が期待できます。また、木造建築物は、地域の風土や文化に合った魅力的な景観を創出し、インバウンドの誘致にも効果的です。
- ・木質バイオマス利用環境整備事業と同様に、観光施設や宿泊施設における木質バイオマスのエネルギー利用や高付加価値製品の開発により、地域のエネルギー自給率の向上やカーボンニュートラルの実現に貢献できます。また、木質バイオマスは、地域の資源循環型社会の構築や地域ブランドの形成にも効果的です。

住宅業界の最新情報を常に発信

コンサルティング・WEB講演会
ホームページまでお問い合わせください

SHIMIZU HIDEO JIMUSHO

https://au-shimizu.co.jp/seminar_colum